

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第9号、多度津町佐柳島体験センター設置条例の廃止についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

教育課長、竹田君。

教育課長（竹田 光芳）

おはようございます。

議案第9号、多度津町佐柳島体験センター設置条例の廃止について、提案説明を申し上げます。

今回の提案は、青少年の健全な成長を図るための体験施設として、平成7年に設置された、多度津町佐柳島体験センターが、近年、施設の老朽化等のため利用実績がなく、今後もその機能を維持していくことが困難とみられ、体験センターとしての機能を廃することが適当と判断されることから、同施設の設置条例を廃止しようとするものです。

なお、同施設の廃止については、議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例第3条の規定により、議会の3分の2以上の同意が必要であるため、同条例の一部改正について、議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単ではありますが、議案第9号、多度津町佐柳島体験センター設置条例の廃止について、提案説明させていただきました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。